

損害賠償請求訴訟の和解について

本組合ごみ処理施設「秩父クリーンセンター」建設工事の入札において談合が行われたとして、入札に参加した日立造船(株)(工事受注会社)ほか4社を相手に、平成21年6月28日に東京地方裁判所に訴えの提起をした訴訟におきまして、8月11日に日立造船(株)と和解が成立いたしました。

和解の内容は、日立造船(株)が本組合に7億4,400万円を解決金として支払うなどとするものです。

平成6年4月から平成10年9月までの期間に、全国の市町村や一部事務組合が発注したストーカ式ごみ焼却処理施設建設工事において、プラントメーカー大手5社(日立造船(株)、JFEエンジニアリング(株)、(株)タクマ、川崎重工業(株)、三菱重工業(株))が、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会から平成11年8月13日に排除勧告を受け、この勧告の違反对象工事として本組合のごみ処理施設建設工事も含まれていました。

5社が勧告に応諾しなかったことから公正取引委員会で審判が開始され、平成18年6月27日に出された審判審決で違反行為があったとされました。

その後、5社は審決を不服として東京高等裁判所へ提訴しましたが、平成21年10月6日に最高裁判所の判決により審決が確定いたしました。

本組合では、東京高等裁判所の判決(原告請求棄却)を受け、5社に対して損害賠償金の請求を行いました。5社から支払いがありませんでしたので、裁判で損害の回復を図ることいたしました。

裁判が進められる中で、裁判所から和解案が示されましたので、談合の存在が推認されたものと理解し、事件の早期解決と損害の早期回復が重要との判断から、裁判所が提示した和解案により和解をすることいたしました。

なお、JFEエンジニアリング(株)、(株)タクマ、川崎重工業(株)、三菱重工業(株)とは、日立造船(株)から解決金の支払いを受けて和解することとなっております。

以上、損害賠償請求訴訟の和解について、お知らせさせていただきます。